

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要について

I 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の構成

1 子ども・子育て支援の意義に関する事項

 子ども・子育て支援法の基本理念や目的など

2 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

 子ども・子育て支援事業計画の記載項目

(4) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

(5) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

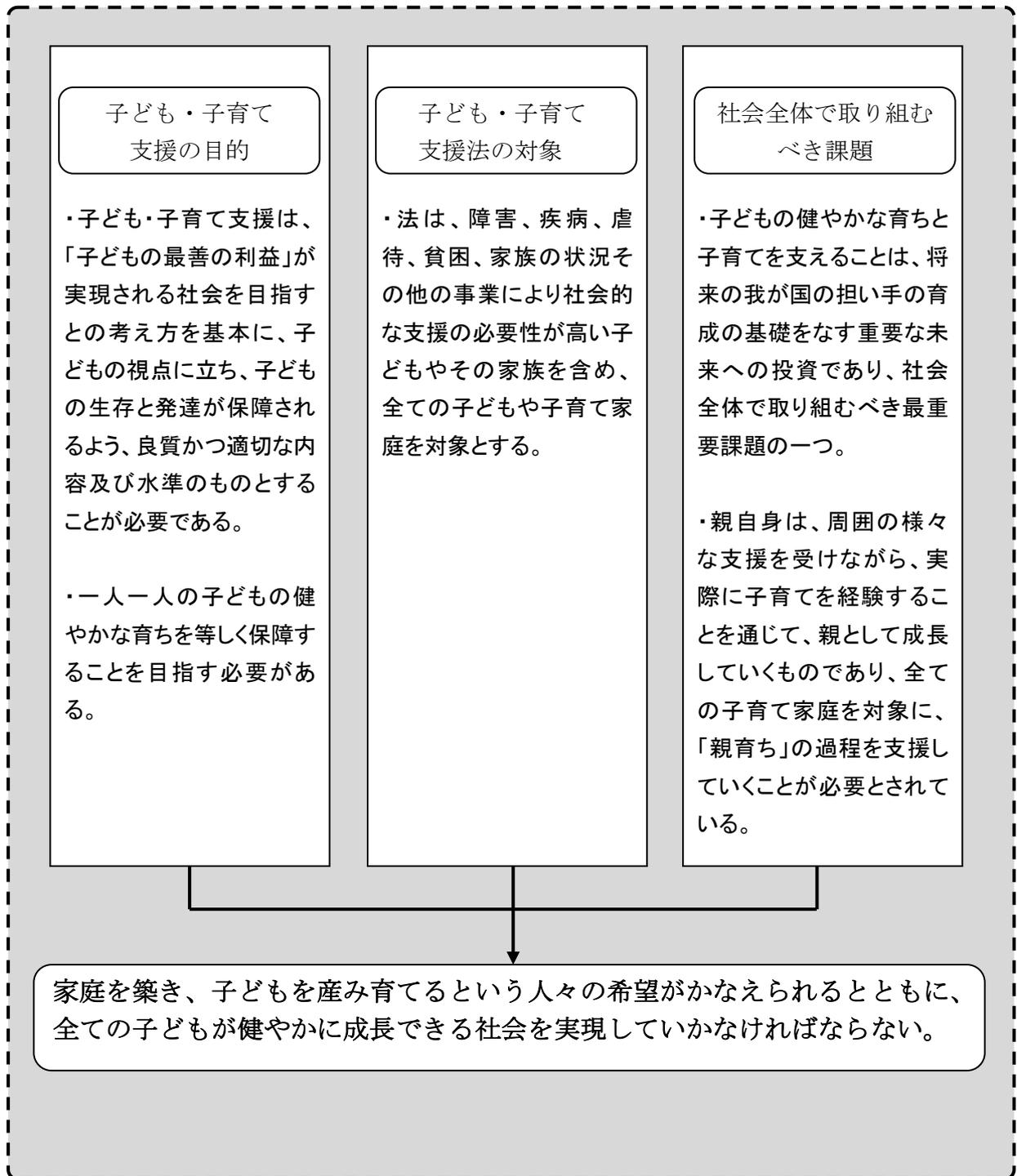
(6) その他

4 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

6 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

Ⅱ 子ども・子育て支援の意義に関する事項



1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- ・子育ての負担や不安、孤立感の高まり
- ・少子化による子どもの育ちをめぐる環境の変化

子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援していくことが必要である。

2 子どもの育ちに関する理念

- ・乳幼児期・・・人格形成の基礎が培われる重要な時期
- ・小学校就学後・・・調和のとれた発達を図る重要な時期

乳幼児期の重要性や特性をふまえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

一人一人がかけがえの無い個性である存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務である。

幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- ・市町村 ……地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施
- ・都道府県 ……市町村の取組を重層的に支援
- ・事業主 ……労働者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備が求められる
- ・地域 ……家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

Ⅲ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載項目）

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。

※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

- 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

※「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。

※認定の区分に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。

【認定の区分】	3－5歳、幼児期の学校教育のみ（1号認定子ども）
	3－5歳、保育の必要性あり（2号認定子ども）
	0－2歳、保育の必要性あり（3号認定子ども）

※この資料で「保育」とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す。

※保育の必要性がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けない。…地域の実情等により区分することも可能

※事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号）

- 待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

- 量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）

(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

※教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

※0－2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。（地域子ども・子育て支援事業。P6参照）

※当分の間、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能。

※「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。

→ 他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業や確認を受けない幼稚園（施設型給付の対象外、私学助成等により財政支援）により確保する場合には、これらについても記載（需給調整の際に考慮を行うことも可能）。

*他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。（必要に応じ都道府県による広域調整）

○計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

※「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日総理公表）により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。

→ この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。

なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援（利用時の支援等）との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入に配慮。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

- ・ 利用者支援
- ・ 延長保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0－2歳に係る取組と3－5歳に係る取組の連携

IV 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- ※都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
- ※下記施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ・関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
- ・発生予防、早期発見、早期対応
- ・社会的養護施設との連携

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策の4本柱

(3) 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- ・障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進
- ・発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援等

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

※県、企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

- ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- ・好事例の収集・提供等
- ・企業における研修の実施等
- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

V その他

- 子ども・子育て支援事業計画の作成は、量の見込み及び確保方策を平成 26 年 9 月中にとりまとめ、子ども・子育て支援事業計画を平成 26 年度中に作成。
- 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、アウトプット（個別事業の進捗状況）、アウトカム（個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況）の両面から毎年度点検・評価、公表。
- 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として、計画を見直し。